第 六 十三号 議 案

東 京 不都障害 福 祉 サ] ビ ス 事 業 0) 設 備 及び 運 営 0 基 準 13 関 す る条例 0) 部 を 改 正する 条

右 0) 議 案 を 提 出 す る。

令 和 三年二月十七日

提 出 者 東 京 都 知 事 小 池

百 合 子

京 都 障 害 福 祉 サ 1 ビ ス 事 業 0 設 備 及 び 運 営 0 基 準 K 関 す る条例 0) 部 を 改 正す る 条例

東 京 都 障 害 福 祉 サ] ビ ス 事 業 0) 設 備 及 び 運 営 0) 基 準 13 関 す る 条 例 平 成 +几 年 東 京 都 条例 第 百三十 五. 号) 0 部 を 次 0 ょ

第三条第三 項

中

責任

者

0)

設置

一その

他

. の ட

を

削

b)

講じるよう努め

なけ

れ

ば

ならないし

を

「講じなけ

れば

なら

な

ίV

に

改

め

る

うに

改正

す

る。

+ 条 第 五. 項 13 後 段 と して 次 0) ように 加 ż る。

0 場 合に お 61 て、 当 該 会議 は テ レ ビ 電 話 装置その 他 の情 報通信機器を活 用して行うことができるも 0) とする。

第 十三条 に 次 0 項 を 加 え える。

4 療養 介 護 事 業 者 は、 適 切 な 療 養 介護 0) 提 供 を 確 保 す る 観 点 か ら、 職 場 13 お 11 7 行 わ n る 優 越 的 な 関 係 を背 景とし た 言 動

あ 0 て 業 務上必 要 か 0 相 当な 範 进 を超 えたも 0) 又 は 性 的 な 言 動 により 従 業者 0) 就 業環 境 が 害 されることを防 止するため 0 方

針 0) 明 確 化等 0) 必 要 な 措 置 を講 じ なけ れ ば な 5 な

第

十三

一条の

次に

次

0)

条を

加

える。

業 務継続 計 画 0) 策 定等

第十三条の二 療 養 介護 事 業 者 は、 感 染 症 P 非 常 災 害 0) 発 生 時 K お 13 て、 利 用 者 13 対する 療 養 介 護 0 提 供 を 継 続 的 に 行 61 及

び 非 常 時 0) 体 制 で 早 期 0) 業 務 再 開 を図 る ため 0) 計 画 以 下 業 務継 続 計 画 と i V う。 を策定 し、 当 該 業 務 継 続 計 画 K 従 11

第 六 + 三号 議 案 す東 る京 条都 例障 害福 祉 サ 1 ビ ス 事 業 0 設 備 及び 運営 0) 基 準 K 関 する条 例 0) 部 を改

正

必要な措置を講じなければならない。

2 療養介 護事業者 は、 従 業 水者に 対し、 業務継続計画に 0 ίV て周知するとともに、 必要な研修及び訓練を定期的 に実施 L しなけ

ればならない。

3 療養介護事業者は、 定期 的 K · 業 務継 続 計 画 0) 見 直 しを行い、 必要に応じて業務 継 続 計 画 の変更を行うも 0) とする。

第二十四 条第二 項 中 必 要な措 置を講じるよう 多め なけ n ば ならない を 規則で定 め る措 置を講じなけ ればならな に

改める。

第二十五条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者は、 身 体的拘束等の適正 化 を図るため、 規則 で定める措置を講じなけ n ば なら

第二十九条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第二十九条の二 療養介護事業者 は、 虐待 0 発 生 及び 再発 を防 止 するため、 規 則 で定め る措置 を講じなけ れ ば なら な

第三十条に次の一項を加える。

3 療養介護事業者 は 前 項に規定する訓練の実施に当たって、 地域住 民の参加 が得られるよう 地域住 民等との 連 獲 K 努めな

ければならない。

四十三条の二 0) 見 出 L 中 「支援」を「支援等」 に 改 め、 同 条に 次 の 一 項 を 加える。

2 活 介護 事業者 は、 当 該 生活 介護事業者が提供する生活 介護を受け て通常 0) 事 、業所に新たに 雇用され た障害者が、 指定 就

労定着支援 (東京都 指 定障 害 福 祉サ 1 ピ スの事 業等の 人員、 設備及び 運 営の基 準に関 する条例 平 成二十四 年 東京 都 条 例 第

百五十五 号) 第百九十二条の二に規定する指定就労定着支援 をい う。 以 下同 じ。 0) 利用を希望する場合に は、 前 項 0) 支援

られるよう、

指定就労定着支援

事業

者

(同条例

第百

九

十二条の三に

規定する指定就労定着支援事業者をいう。 以 下 同 じ。 との連 絡調整 13 努め なけ れば なら な

終了した日以

後

速や

か

K

当該指定就労定着支援を受け

四十七条第二項 中 一必要な措置を講じるよう努めなけ n ば ならない ___ を 「規則で定める措 置を講じ なけ れ ば なら な 11 に

改める。

第六十六条の 見 出 L 中 「支援」を「支援等」に 改 め、 同 . 条 に 次 0) 項 を加える。

2 就労移 行支援 事 業者 は 利 用 者が、 指定就 労定着支援 0) 利 用 を希 望す る場 合に は、 前 項 0) 支援が終了 L た \mathbb{H} 以 後 速 Þ か 13

指定就労定着支援を受け 5 れ るよう、 指定就労定着支援事業者との連絡 調 整を行わなけ n ば ならない。

第七十四条の二の次に次の一条を加える。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第七 そ 臣 が定 十四条の三 0) 他 めるところにより、 0) 当該 就 労継続支援 就労継続 支 援 A型事業所 自 А 5 型事業者は、 評 価 を 0) 行 運営状 61 就労継続支援A型事業所ごとに、 その結果をインターネッ 況に 関 し必要な事項として厚生労働大臣 } 0) 利用その おおむ 他 ね 0) が 方法により公表しなけ 年に 定 8 る 回以 事項に Ě 0 61 利 て、 用 者 ħ 厚 0) ば 労 生 なら 一 労働· 働 時 大 間 な

第八十条に次の一項を加える。

ιV

2 か に指 就 労 継 定就労定着支援を受けら 紀続支援 А 型 事 業 者 は、 n 利 るよう、 用 者 が、 指 指 定 定 就労定着支援事業者との 就労定着 支援 0 利 用を希 連絡調整に努め 望する場合に は な け 前 れ 項 ば 0) ならない 支援が終了 L た \mathbb{H} 以 後 速 P

附則

(施行期日)

1 の条例 は、 令 和三年 几 月 日 (以 下 施 行 日」という。 から施 行 ごする。

(経過措置)

2 条、 5 13 0) 関 施 規定中 第 五 する 行 \exists から令 条例 + 九 講じなけ 条、 以 和 兀 第六十八条、 下 年三月三十 ħ 改 ばならない」とあるの Ē 後の条例」という。 第八十二条及び 一日までの 間、 は 第八十五条において準用する場合を含む。 ح 0) 第三条第三項及び第二十九条の二 講じるよう努めなけ 条例による改正 後 0) 東京 れ ば ならない」とする 都 障害福 改 祉 サ 正 1 後 0) ビ 0) 規 ス 事 定 条 例 業の 0) 第 適 設備 几 用 + 13 九 及び 0 条 1 運 7 第 は 営 Ŧī. 0) + 基 几 準 n

第 六 + 三号 議 案 す東る京 条都 例障 害福祉 サ 1 ビ ス 事 業の 設備 及び 運営の基 準 13 関する条例 0) 部 を改正

- 3 十三条の二第一 なければならない」 九 条、 る」とする。 施 行 第六十八 Н から令和六年三月三十一日までの間、 条、 項 中 とあ 第八十二条及び第八十五条にお 講 るのは じ なけ ればならない」 実施するよう努めなけ とあ 改 正後 る いて準用する場合を含む。 0) の条例第十三条の二 ればならない」と、 は 「講じるよう努め (改正後 なけ 同条第三項中 の規定の れ ば 0) なら 条例第四 な 適 「行う」とあるの Γ, 用につい +-九 条、 と、 ては、 同 第 条第二 五. 改正後 は + 兀 項 行うよう努 条、 中 0) 条例 実 第 施 五. 第
- 4 れ 兀 条、 施行 5 0) 規定中 第五十九条、 \mathbb{H} から令和六年三月三十一 「講じなけ 第六十八条、第八十二条及び ればならない」とあ 日までの 間、 る 改 正 0) は 第八十五条において準用する場合を含む。 後 講じるよう努め 0) 条例第二十 兀 なけ 条第二項 ればならない」とする。 及び第 几 十七 条第二項 0) 規定の 改 . 適用 正 K 後 0 0 いて 条 例 は、 第 五.
- 5 例 Ŧī. 施行 第二十 + -九条、 \mathbb{H} しから 五条第三項中 第六十八条、 令 和四年三月三十一 講じなければならない 第八十二条及び第八十五条に 日までの 間、 改 とあ Ĩ 後 る お 0 0) 11 条例第二十五条第三項 て準 は 講じるよう努め 用する場合を含む。 なけ 改 れ 正 ば 0) 後 の条例 な 規 5 定 な 0) 適用 第四 とする。 については、 十九条、 第 Ŧ. 改 + 正 几 後 条 0

(提案理由)

営に 号) 的 13 支援 :害者 0) 関 改正 する するため 0 に 基 Н 準等 常生 伴 13 の 一 活及び 0 業務 法 律に 部 社 継 を 続計 改正する省令 会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福 基づく障害福 画 0) 策定等に係る規定を設けるほ 祉サ 令 和三年] ビス事 厚生労働省 業の設備及び運営に関する基準 令第十号) か、 規定を整備する必要がある 0) 施 行による 祉 障害 サ 平 1 成十八年厚生労働 ピ 者 ス 0) 0) 日常生活及び 事 ,業等の 人 省令 社会生 員、 第百 設 活 備 七 及 + び 総 兀 合 運